

秘書 号 外
令和元年5月14日

部課長 各位

総務部長

令和元年度市長表彰候補者の推薦及び各種団体への推薦依頼等について

千曲市表彰規則（平成15年規則第3号）第2条各号の規定による市長表彰を9月1日に行います。表彰規則並びに事務取扱規程を参照し、下記に留意のうえ候補者の推薦をお願いします。

また、**貴課所管の団体（関係する団体すべて）にも推薦を依頼**していただき、併せて取りまとめのうえ提出をお願いします（旧更埴市・戸倉町・上山田町での受賞を含めて既に受賞されている方は対象外です）。

記

1 推薦書等作成方法

- (1) 課長は、表彰に該当すると認められる個人または団体ごとに「千曲市長表彰者推薦書」（別紙1）を作成してください。なお、推薦書に記載する表彰候補者の氏名は、必ず戸籍上の文字を使用してください。
- (2) 市内の各種団体に推薦を依頼する場合は、依頼通知「団体等推薦依頼様式(参考)」を適宜修正のうえ当該団体に推薦を依頼してください。
※関係部・課で連絡を取り合い、依頼漏れや重複がないよう注意してください。
- (3) 課長は、上記の推薦書を取りまとめ、「市長表彰候補者名簿」（別紙2）を作成してください。（記入例参照）

2 提出資料

- (1) 千曲市長表彰者推薦書 （別紙1） → 手書き可
 - (2) 市長表彰候補者名簿 （別紙2）
 - (3) 推薦依頼団体名簿 （別紙3）
- ※ 各様式は、Web21「共有書庫」→「秘書広報課公開」→「秘書係」→「市長表彰関係」にありますので利用してください。
- なお、千曲市長表彰者推薦書（別紙1）は、期限までに秘書広報課へ提出してください。市長表彰候補者名簿（別紙2）及び推薦依頼団体名簿（別紙3）は、上記書庫内の「秘書広報課収受」→「市長表彰候補者名簿」→「秘書係」→「令和元年度」に課名等をつけて保存してください。

3 提出期限

6月21日（金） ※厳守

秘書広報課秘書係 担当：丸山（内線5222）

(別紙1) 別記様式 (第8条関係)

千曲市長表彰者推薦書

千曲市表彰規則に基づき、次の者を推薦します。

年 月 日

千曲市長 あて

推薦者(団体)名 _____

氏名(代表者名) _____ (印)

電話番号 _____

1 候補者略歴

ふりがな 氏名		生年月日 年 月 日生	年齢	9 / 1 現在
住所	千曲市 電話 _____			
職業				
職歴	在職期間			職歴
	年 月から	年 月まで (年 月)		
	年 月から	年 月まで (年 月)		
	年 月から	年 月まで (年 月)		
	年 月から	年 月まで (年 月)		
賞罰				
企業・団体等の概況 (企業、団体等が推薦する場合)	名称			
	所在			
	資本金・予算額			
	会員数・従業員数			

2 功績に関する経歴等

	在 任 期 間		役 職 名
	公職歴 団体歴 役職歴 経歴等	年 月から	年 月まで (年 月)
年 月から		年 月まで (年 月)	
年 月から		年 月まで (年 月)	
年 月から		年 月まで (年 月)	
年 月から		年 月まで (年 月)	
年 月から		年 月まで (年 月)	
年 月から		年 月まで (年 月)	
年 月から		年 月まで (年 月)	
年 月から		年 月まで (年 月)	
年 月から		年 月まで (年 月)	
具 体 的 功 績 事 項			

※以下は、記入しないでください。

推 基	薦 準	・表彰規則第 条第 号 (取扱規程 第2条第 号)
--------	--------	---------------------------

別紙3 推薦依頼団体名簿

NO	推薦団体名等	住所	代表者	連絡先
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

(推薦依頼様式)

第 号
令和元年 月 日

様

千曲市長 岡 田 昭 雄
(担当：〇〇部〇〇課〇〇係)

市長表彰候補者の推薦について（依頼）

来る9月1日千曲市制施行記念日に、千曲市表彰規則（平成15年規則第3号）第2条各号の規定による市長表彰を行いますので、貴団体において市長表彰に該当する方がおられましたら、別紙表彰規則事務取扱規程を参照のうえ、下記事項にご留意いただき推薦書を提出してください。

なお、期限までに推薦書の提出がない場合は、該当者がいないものとして処理させていただきます。

記

- 1 推薦団体の代表者は、表彰に該当すると認められる個人または団体ごとに、それぞれ（別紙1）「市長表彰者推薦書」を作成し、 月 日までに下記宛に提出をお願いします。（提出期限は厳守願います。）

〒 - 千曲市大字
千曲市役所 部 課 係 宛
Tel - FAX -

- 2 推薦書に記載する表彰候補者の氏名は、必ず戸籍上の文字を使用してください。
- 3 推薦書が不足する場合は、コピーのうえ提出願います。

連絡先 千曲市役所 〇〇部〇〇課〇〇係 担当：〇〇〇〇 電話 内線
--

○千曲市表彰規則（抜粋）

（表彰の種類及び基準）

第2条 個人又は団体で、次の各号のいずれかに該当するものには、表彰状を交付して表彰する。

- (1) 公選による公職に在職した者
- (2) 市議会の選挙又は同意を必要とする職に在職した者
- (3) 自己の危険を顧みないで人命を救助した者
- (4) 消防、水防及び統計の業務に顕著な功績があった者
- (5) 産業等の振興、開発、技能等に顕著な功績があったもの
- (6) 教育、学術、芸術、体育その他文化の向上に顕著な功績があったもの
- (7) 社会福祉の増進に顕著な功績があったもの
- (8) 保健衛生及び生活環境の改善向上に顕著な功績があったもの
- (9) 前各号に定めるもののほか、特に優れた善行又は功績があつて表彰することを適当と認めるもの

（追彰）

第8条 表彰は、故人に対しても行うことができる。この場合において表彰状、賞状、感謝状若しくは褒状又は交付金品は、その遺族に交付するものとする。

（表彰期日）

第9条 第2条の規定による表彰は、毎年9月1日に行うものとする。ただし、特に必要があるときは、臨時に行うことができる。

第10条 第2条及び第3条第1項の規定による表彰を受ける者は、表彰審査委員の意見を聴いて市長が決定するものとする。

2 表彰審査委員は、副市長及び教育長並びに市長部局の部長、教育部長及び議会事務局長をもって充てる。

- 3 表彰審査委員会に委員長を置き、副市長をもってこれに充てる。
- 4 委員長及び委員は、自己又はその3親等内の親族及び配偶者に係る表彰審査委員会に参画することができない。

○千曲市表彰規則事務取扱規程（抜粋）

（対象者）

第2条 規則第2条の規定により表彰状を交付して行う表彰のうち、次の表の左欄に掲げる同条各号に該当する表彰は、当該左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる者について行うものとし、個人の表彰年齢は、おおむね60歳以上の者を対象とする。ただし、必要があると認める場合は、60歳以下でも表彰することができる。

第2条第1号	ア 市長の職に8年以上在職した者 イ 市議会議員の職に10年以上在職した者
第2条第2号	副市長、教育長、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員、農業委員、固定資産評価審査委員会委員等の職に10年以上在職した者
第2条第4号	ア 消防団員として15年以上在職した者又は水門管理等水防業務若しくは統計調査員として15年以上従事し、優れた功績があった者 イ 消防、水防又は統計に特に優れた功績があった者
第2条第5号	ア 同一職種に20年以上従事し、産業等の振興、開発、技能等に優れた功績があった者 イ 産業等の振興、開発、技能等に特に優れた功績があった者
第2条第6号	ア 教育、学術、芸術、体育、その他文化の向上に関する職に12年以上（私立学校の経営にあつては15年以上）従事し、優れた功績があった者 イ 学術又は芸術に関する発見、改良、創作等を行い、文化の向上に

	特に優れた功績のあった者又は体育の向上に特に優れた功績があった者
第2条第7号	ア 社会福祉活動、社会福祉事業等に12年以上（私立の保育園の経営にあつては15年以上）従事し、優れた功績があった者 イ 社会福祉活動、社会福祉事業等に特に優れた功績があった者
第2条第8号	ア 保健衛生、生活環境の改善向上に12年以上従事し、優れた功績があった者 イ 保健衛生、生活環境の改善向上に特に優れた功績があった者

（在職年数の計算）

第3条 前条に規定する在職年数の計算については、毎年9月1日現在とし、次の各号により計算するものとする。

- (1) 在職の日から起算し、1月に満たないものは1月とする。
- (2) 在職年数は、同一の職において中断しても、その前後の期間は通算する。

（推薦書）

第8条 規則により表彰を受けるべきものであると認められるときは、別に定める推薦書（別記様式）及び必要な資料を作成し、市長に内申するものとする。